

(目的)

第1条 この要綱は、身体上、精神上等の理由により日常生活を営むことに支障のある高齢者や身体障がい者の世帯に対し、緊急通報装置(以下「通報装置」という。)を貸与することにより、安全の確保と精神的不安の解消を図る。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は高鍋町とする。ただし、利用の決定及び取消しを除く事業の一部を適正な事業運営が可能な事業(以下「事業者」という。)に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、町内に住所を有する在宅の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 概ね65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の高齢者で、慢性疾患等により常時注意を必要とする者
- (2) 身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の身体障がい者及び知的障がい者で、日常生活に不安のある者
- (3) 前号に準じる者で町長が特に必要と認めた者

2 65歳以上の高齢者のみの世帯で、日常生活に不安のある者

(受信センターの設置)

第4条 緊急通報の受信設備を整備するとともに、事業の実施に伴う必要な措置を講じるため、受信センター(以下「センター」という。)を設置し、その業務内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 事業の利用開始又は廃止に伴う通報装置の設置、撤去その他必要な措置と人員の配置
- (2) 24時間体制による利用者からの緊急通報、相談等の受信及び通報時の情報収集とその対応
- (3) 電話による月1回以上の利用者の安否確認
- (4) 設置した通報装置の修理及び定期的な保守点検
- (5) 事業実施に必要な関係書類の整備と事業実施状況の報告

(協力員)

第5条 対象者の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、近隣住民等のボランティア(以下「協力員」という。)の協力を得るものとし、協力員は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 対象者の安否等の状況確認
- (2) 対象者宅の鍵の管理及び緊急時の開錠、施錠等
- (3) センターへの協力
- (4) その他緊急時に必要な処理

(申請)

第6条 この事業を利用しようとする者は、緊急通報システム利用申請書(様式第1号)及び同意書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(利用者の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、資格要件等を審査し、緊急通報システム利用承認(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、事業者に対し、緊急通報システム事業依頼書(様式第4号)により依頼するものとする。

(費用)

第8条 利用者は、別表及び次に掲げるところにより、機器の設置に要する費用を負担する。

- (1) 通報装置の設置及びセンター業務に直接かかわる経費は別表のとおりとし、回線使用料(電話回線の基本料金)は利用者の負担とする。
- (2) 通報装置の移転に要する経費は、利用者の負担とする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、町の負担とする。
- (3) 救援活動の際、やむを得ない理由により家屋の一部を棄損したときは、利用者の負担とする。
- (4) 装置を破損させた場合の修理費は、利用者の負担とする。

(管理)

第9条 利用者は、貸与を受けた装置をこの事業の目的に反して使用し、原状を変更し、転貸若しくは譲渡し、又は担保に供してはならない。

(利用変更等の届出)

第10条 利用者は、申請書等の記載事項に変更があったとき又は通報装置の利用を休止、再開若しくは廃止したいときは、緊急通報システム利用変更等届(様式第5号)により、町長に届け出るものとする。

(返還)

第11条 町長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、通報装置の貸与を取消すものとする。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

- (2) 老人福祉施設等に入所したとき。
- (3) 利用者が入院等おおむね3箇月以上不在となるとき。
- (4) 利用者から通報装置の返還の申出があったとき。
- (5) 利用者が利用料を滞納したとき。
- (6) 死亡、転出したとき。
- (7) その他町長が貸与を適当でないとしたとき。

(守秘義務)

第12条 事業者は、事業の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本委託が終了した後も同様とする。

(報告)

第13条 事業者は、緊急通報システム利用者名簿、利用者の状況及び利用料徴収状況等を月ごとに作成し、翌月10日までに町長に提出するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月12日訓令第3号)

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成28年2月5日訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月23日訓令第78号)

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

別表(第8条関係)

対象者	利用者世帯の区分	利用者の負担割合
<u>第3条第1項各号</u> のいずれかに該当する者	<u>生活保護法</u> による被保護世帯	利用料の1割
	住民税非課税世帯	利用料の3割
	その他の世帯	全額
<u>第3条第2項</u> に該当する者	<u>生活保護法</u> による被保護世帯	利用料の2割
	住民税非課税世帯	利用料の5割
	その他の世帯	全額

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

高鍋町長 殿

申請者 住所  
氏名 (続柄 )  
電話

緊急通報システム利用申請書

次のとおり、緊急通報システムを利用したいので申請いたします。

利用者	住所	高鍋町大字				
	フリガナ 氏名		男・女	電話番号 -		
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 ( 歳)			血液型	
緊急時の連絡先 (親族等)		住所	続柄 ( )			
		氏名	電話 ( - - )			
住居の管理者 (借家の場合)		住所				
		氏名	電話 ( - - )			
身体状況等	病名					
	医療機関	(名称) (所在地) (電話)				
	障害者の場合	(障害の種類) (等級)				
世帯員の状況	氏名	続柄	生年月日 (年齢)	勤務先	前年中の 所得金額	状態
						健康・病弱 ねたきり
						健康・病弱 ねたきり
						健康・病弱 ねたきり

協力員	1	フリガナ (氏名) 男・女 (続柄) (生年月日) 年 月 日 ( 歳) (住所) (電話番号) (対応時間) 午前・午後 : ~ 午前・午後 : (鍵) 有・無
	2	フリガナ (氏名) 男・女 (続柄) (生年月日) 年 月 日 ( 歳) (住所) (電話番号) (対応時間) 午前・午後 : ~ 午前・午後 : (鍵) 有・無
	3	フリガナ (氏名) 男・女 (続柄) (生年月日) 年 月 日 ( 歳) (住所) (電話番号) (対応時間) 午前・午後 : ~ 午前・午後 : (鍵) 有・無
民生委員の意見	<p>申請者は、次の○印のとおりであることを認めます。</p> <p>1. 概ね 65 歳以上の高齢者世帯等で常時注意を必要とする者</p> <p>2. 身体障害者等の世帯で常時注意を必要とする者</p> <p>3. 65 歳以上の高齢者のみの世帯で、日常生活に不安のある者</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">民生委員</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

同 意 書

高鍋町長 殿

住所

氏名

Ⓜ

緊急通報装置の貸与を受けるにあたり、下記の事項について同意します。

記

1. 利用者負担額決定のため、世帯の課税状況等について調査すること。
2. 緊急通報により、通報を受けた協力員等が確認・救援のため、止むを得ない行為により、住居等の一部に破損等が生じてもその責任は問わないこと。
3. 自らの過失により、貸与を受けた緊急通報装置を紛失、破損、故障させた場合、修理等にかかる費用について自己負担すること。

様式第3号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

緊急通報システム利用承認(却下)通知書

高鍋町長 印

年 月 日付で申請のあった、高鍋町緊急通報システム事業利用の件につきましては、下記のとおり承認(却下)したので通知します。

記

1. 承認

(貸与・給付)番号	第 号
利用者氏名	
機器設置予定年月日	年 月 日設置予定
利用者負担額	円
利用条件	1) 緊急通報機器を必要としなくなったときは、速やかに返還すること。 2) 利用者の過失による紛失、故障又は破損等については、直ちに原状に回復すること。 3) 緊急通報機器設置を目的以外(譲渡、交換、貸付及び担保等)に使用しないこと。 4) 緊急通報装置の操作により、通報を受けた協力員等が救援・確認のため、止むを得ない行為により、住居等の一部に破損等が生じてもその責任は問わないこと。

2. 却下

(却下の理由)

.....  
.....  
.....

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

緊急通報システム事業依頼書

様

高鍋町長 印

標記事業について下記の利用が決定しましたので、依頼いたします。

記

1. 利用者氏名

2. 利用者住所

3. 電話番号

4. 性別 男・女

5. 利用開始日 年 月 日 午前・午後 時頃

6. 協力員氏名

	氏名	住所	電話番号	続柄
協力員 1				
協力員 2				
協力員 3				

7. 緊急時連絡者氏名

8. 緊急時連絡者住所

9. 緊急時連絡電話番号

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

高鍋町長 殿

申請者 住 所  
氏 名

電話

緊急通報システム利用変更等届

次のとおり、利用変更等(変更・休止・再開・廃止)の届出をします。

利用者	番号	(貸与・給付) 第 号
	氏名	
	住所	電話 ー
住所変更	旧	電話 ー
	新	電話 ー
緊急時連絡先の変更	旧	氏名 住所
	新	氏名 住所 電話 ー
協力員の変更	1	様に代わり利用者の協力員になることを承諾します。 フリガナ (氏名) 男・女(続柄) (生年月日) 年 月 日 ( 歳) (住所) (対応時間) 午前・午前 : ~午後・午後 : (鍵) 有・無
	2	様に代わり利用者の協力員になることを承諾します。 フリガナ (氏名) 男・女(続柄) (生年月日) 年 月 日 ( 歳) (住所) (対応時間) 午前・午前 : ~午後・午後 : (鍵) 有・無
	3	様に代わり利用者の協力員になることを承諾します。 フリガナ (氏名) 男・女(続柄) (生年月日) 年 月 日 ( 歳) (住所) (対応時間) 午前・午前 : ~午後・午後 : (鍵) 有・無